

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部を改正する規則

町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則（平成7年2月町田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設） （第5条関係）		別表第2 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準（都市施設） （第5条関係）	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
略	略	略	略
11 観覧席 又は客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 （1）<u>当該観覧席又は客席の各階には、ア（ア）及び（イ）</u>に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ（ア）から<u>（オ）</u>までに掲げる基準に適合する<u>車椅子使用者用部分</u>を設けなければならない。 ア <u>車椅子使用者用部分</u>の数は、次に掲げるものとする。 （ア）当該<u>階</u>に設ける座席の数が<u>2 6 6</u>以下の場合 2 （イ）当該<u>階</u>に設ける座席の数が<u>2 6 6</u>を超える場合 当該座席の数に<u>4 0 0</u>分の<u>3</u>を乗じて得た数 （1未満の端数が生じたときは、これを切り上げ	11 観覧席 又は客席 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 （1）<u>車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてア（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ（ア）から（エ）までに掲げる基準に適合する場所</u>を設けなければならない。 ア <u>車椅子使用者が円滑に利用することができる場所</u>の数は、次に掲げるものとする。 （ア）当該<u>観覧席又は客席</u>に設ける座席の数が<u>1 0 0</u>以下の場合 2 （イ）当該<u>観覧席又は客席</u>に設ける座席の数が<u>1 0 0</u>を超え、<u>2 0 0</u>以下の場合 当該座席の数に<u>5 0</u>分の<u>1</u>を乗じて得た数（1未満の端数が生じたと	

て得た数)

イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。

(ア) ～ (ウ) 略

(エ) 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

(オ) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが(エ)の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

(2) 前号の車椅子使用者用部分の位置は、ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合させなければならない。

ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合車椅子使用者用部分の間(前号イ(エ)及び(オ)の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。)のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。

イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場

きは、これを切り上げて得た数)

(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとする。

(ア) ～ (ウ) 略

(エ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。

(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けなければならない。

	<u>合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。</u> (3)・(4) 略
略	略

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
略	略
11 観覧席 又は客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1) <u>当該観覧席又は客席の各階には、ア（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ（ア）から（オ）までに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。</u> ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 (ア) 当該階に設ける座席の数が <u>2 6 6</u> 以下の場合 2 (イ) 当該階に設ける座席の数が <u>2 6 6</u> を超える場合 当該座席の数に <u>4 0 0 分の 3</u> を乗じて得た数

	(3)・(4) 略
略	略

別表第4 建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
略	略
11 観覧席 又は客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 (1) ア（ア）<u>から（ウ）</u>までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ（ア）から <u>（ウ）</u>までに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。 ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 (ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が <u>1 0 0</u> 以下の場合 2 (イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が <u>1 0 0</u> を超え、<u>2 0 0 以下の場合</u> 当該座席の数に <u>5 0</u>

(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)

イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。

(ア) ～ (ウ) 略

(エ) 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

(オ) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが(エ)の同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

(2) 前号の車椅子使用者用部分の位置は、ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合させなければならない。

ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合
車椅子使用者用部分の間(前号イ(エ)及び(オ)の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。)のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。

イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場

分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)

(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数

イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。

(ア) ～ (ウ) 略

	<u>合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u>
略	略

別表第6 小規模建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路等にしなければならない。 ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路<u>（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含み、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗については、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との</u>

	<u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u>
略	略

別表第6 小規模建築物（共同住宅等を除く。）に関する遵守基準（特定都市施設）（第5条関係）

整備項目	遵守基準とすべき事項
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路等にしなければならない。 ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（以下この表において「利用居室」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路

	<u>間の上下の移動に係る部分を除く。)</u> イ 建築物又はその敷地に 6 の項に掲げる構造の車椅子使用者用便房（以下この項において同じ。）又は洗面器若しくは手洗器を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等）から当該車椅子使用者用便房又は洗面器若しくは手洗器までの経路<u>（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</u> (2) 略		イ 建築物又はその敷地に 6 の項に掲げる構造の車椅子使用者用便房（以下この項において同じ。）又は洗面器若しくは手洗器を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等）から当該車椅子使用者用便房又は洗面器若しくは手洗器までの経路 (2) 略
略	略	略	略
7 観覧席 又は客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる<u>構造</u>とすること。 (1) <u>ア（ア）及び（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上のイ（ア）から（ウ）までに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けなければならない。</u> <u>ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。</u> <u>（ア）当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 2 6 6 以下の場合 2</u> <u>（イ）当該観覧席又は客席に設ける座席の数が 2 6 6 を超える場合 当該座席の数に 4 0 0 分の 3 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、こ</u>	7 観覧席 又は客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げる<u>ものであること。</u> (1) <u>車椅子使用者のためのスペースを出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に全席数の 5 0 分の 1（1 席未満の端数は、切上げとする。）以上設けること。</u>

	<u>れを切り上げて得た数)</u> <u>イ 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものと</u> <u>する。</u> <u>(ア) 1 席当たり、間口 9 0 c m 以上、奥行き 1 4 0</u> <u>c m 以上 (水平部分) とすること。</u> <u>(イ) 床は平らとすること。</u> <u>(ウ) 車椅子使用者のサイトライン (可視線) に配慮</u> <u>した位置に設けること。</u> <u>(2) 略</u>
略	略

別表第 1 0 公共交通施設に関する整備基準 (第 5 条関係)

1 公共交通施設

整備項目	整備基準
略	略
10 便所 (一般用)	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) ~ (6) 略 (7) 便所内に、<u>オストメイト対応汚物流し等</u>を設けた便

	<u>(2) 車椅子使用者のためのスペースは、1 席当たり、間</u> <u>口 9 0 c m 以上、奥行き 1 4 0 c m 以上 (水平部分)</u> <u>とすること。</u> <u>(3) 車椅子使用者のためのスペースに至る通路に高低差</u> <u>がある場合は、勾配が 1 2 分の 1 以下の傾斜路を設け</u> <u>ること。</u> <u>(4) 略</u>
略	略

別表第 1 0 公共交通施設に関する整備基準 (第 5 条関係)

1 公共交通施設

整備項目	整備基準
略	略
10 便所 (一般用)	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) ~ (6) 略 (7) 便所内に、<u>高齢者、障がい者をはじめとする全ての</u>

	房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。 (8)～(10) 略		<u>人が円滑に利用することができる構造の水洗器具</u> を設けた便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。 (8)～(10) 略
略	略	略	略
2・3 略		2・3 略	

第2号様式を次のように改める。



福祉のまちづくり総合推進条例整備基準

適合証

この施設は、町田市福祉のまちづくり総合
推進条例の整備基準に適合しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して 3 0 日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した都市施設に係る町田市福祉のまちづくり総合推進条例（平成 5 年 1 2 月町田市条例第 4 2 号。次項において「条例」という。）第 2 9 条第 1 項に規定する整備基準適合証の交付については、当該工事の完了の日から起算して 6 0 日以内に申請があった場合には、この規則による改正後の町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同規則の規定による整備基準適合証の交付を妨げない。
- 3 この規則による改正後の別表第 4 及び別表第 6 の規定は、施行日以後に条例第 3 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による協議の申請をする特定都市施設について適用し、施行日前にこれらの規定による協議の申請をした特定都市施設については、なお従前の例による。